

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

白河市長

市町村名 (市町村コード)	白河市 (072052)
地域名 (地域内農業集落名)	信夫第一 (増見、堂山、町屋、上新城、赤坂、中新城、野寺、北之内、和久、若内)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 8 月 27 日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

集落全体の高齢化、後継者不足が課題である。
今後、高齢化や後継者不足に対応していくため、新たな担い手の確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域内の担い手を中心に農地中間管理事業を活用して集積・集約し課題解消に取り組む。
また、地域の担い手だけでは集約できない農地については、地域外の認定農業者や新規就農者の受入れにより担い手を確保し、遊休農地や荒廃農地の発生防止に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	502.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	396.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の担い手へ農地を集積・集約し、地域の担い手だけでは集約できない農地については、地域外の認定農業者や新規就農者の受入れを促進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向を聞き取り、集積・集約化に向けて積極的に利用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備については、整備済である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県、市、JA等の関係機関と連携し、多様な経営体の確保・育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
大豆の播種及び収穫作業は、既にJA子会社に作業委託しており、今後も継続する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①電気柵など鳥獣被害対策に取り組む。
- ②減農薬、減肥料を目的とした栽培に積極的に取り組んでいく。
- ③作業の省力化・効率化に向けて、スマート農機の導入を図る。
- ⑤後継者がいないため、後継者の育成に取り組む。
- ⑦多面的支払交付団体などの活動組織を中心に、地域全体で農地の保全管理を行う。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。